※神戸市記入欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　起案：令和　　年　　月　　日　／　決裁：令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊都市局[受取] | 決  裁  欄 | 課長 |  | ＊処理欄 | ＊建設局[返却確認] |
| 係  長 |  |
| 担当 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観計画区域における屋外広告物の表示等に関する行為の制限チェックリスト**  **（２－３－５　岡本駅南都市景観形成地域）** | | | | | |
| ＊景観計画区域においては、景観法に基づく景観計画に定められた屋外広告物の表示等に関する制限が神戸市屋外広告物条例に基づく許可基準になりますので、事前に都市局まち再生推進課にご相談ください。  ＊屋外広告物の許可申請にあたっては、このチェックリストに必要事項を記入の上、申請書に添付してください。  ＊ﾁｪｯｸ欄には、適合する場合「○」、不適合の場合「×」、該当しない場合「－」を記入してください。 | | | | | |
| 記入者 | 所属・氏名 |  | | | |
| 連絡先 | TEL |  | E-Mail |  |
| ※内容の確認等、お問い合わせをさせていただく場合があります。 | | | | |

# ◆２－３－５　岡本駅南都市景観形成地域　の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての広告物 | 基本事項 | 〇面する道路の特性に応じ、建築物や周辺環境と調和がとれたものとする。  〇電動などで動きがあるものや形状が変化するものは掲出しない。ただし、自然の風などで揺れるものやケース内で動くものを除く。 |  |  |
| 配置・  位置 | 〇店舗・事業所に関するものは、店舗・事業所の部分以外には掲出しない。  〇道路に面しない壁面には掲出しない。ただし、別図に該当する場合、店舗入口に掲出する場合、その他これらに類する場合を除く。 |  |  |
| 種別 | 〇自家用広告物のみとする。 |  |  |
| 規模・  掲出数 | 〇１店舗・事業所あたりの掲出数は、（当該店舗・事業所の入口の数＋３）個以下とする。ただし、テント等を利用するものを除く。また、当該店舗・事業所の間口が20ｍ以上の場合、広告物の間を20ｍ以上空けるごとに１個追加することができる。  〇建物名は、１道路につき１個以下とする。 |  |  |
| 文字の  大きさ | 〇次表の(1)又は(2)の基準を満たすものとする。ただし、JIS規格で定めるJISZ8210案内用図記号で規定される意匠の文字表記はこの限りでない。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | | 山手幹線沿い | その他 | | (1)  １文字  あたりの  大きさ | 建物名  又は  店舗・  事業所名 | １階  以下 | 0.4ｍ  四方以内 | 0.25ｍ  四方以内 | | ２階  以上 | 0.8ｍ  四方以内 | 0.5ｍ  四方以内 | | その他の内容 | | 0.1ｍ四方以内 | | | (2)広告物の面積に対する広告物の文字部分の面積の割合 | | | 100分の15以下 | | |  |  |
| 映像装置 | 〇掲出しない |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （別図） |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| 地上広告物 | 高さ、  長さ、  表示面積 | | 〇地上からの高さ、横の長さ、表示面積は次表のとおりとする。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | 山手幹線  沿い | ＪＲ線  路沿い | その他 | | 地上からの高さ | | ２ｍ以下 | | 1.5ｍ以下 | | 横の長さ | | １ｍ以下 | | | | 表示  面積 | １面あたり | １㎡以下 | | | | １個あたりの合計 | ２㎡以下 | | | |  |  |
| 掲出数 | | 〇１店舗・事業所あたりの掲出数は原則として１個以下とする。ただし、集合看板における掲出は除く。 |  |  |
| 屋上広告物 | | | 〇掲出しない。 |  |  |
| 壁面広告物 | 表示面積 | | 〇１店舗・事業所（集合看板については、１建物）あたりの表示面積の合計は、１道路につき、それぞれ次表のとおりとする。ただし、半地下に掲出する場合など視認性が低い場合はこの限りでない。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | 山手幹線  沿い | ＪＲ線路  沿い | その他 | | 前面道路から当該広告物の下端までの高さ | 2.5ｍ  未満 | 1.5㎡以下 | | | | 2.5ｍ  以上 | 10㎡以下 | ７㎡以下 | ５㎡以下 | |  |  |
| 配置・  位置 | | 〇取り付ける壁面、ベランダ等からはみ出さない。  〇テント、庇等を利用し掲出する場合は、前面に掲出し、傾斜部分には掲出しない。 |  |  |
| 窓面の  表示率 | | 〇窓面に掲出する場合は、１の窓面の面積に対する当該窓面に係る広告物の面積の割合を、１階以下は10分の１以下、２階以上は10分の２以下とする。 |  |  |
| 突出広告物 | | 長さ、幅、  表示面積 | 〇長さ、突出幅、表示面積は次表のとおりとする。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | | | 山手幹線  沿い | ＪＲ線路  沿い | その他 | | 長さ  （注１） | | １階以下 | 0.7ｍ以下 | | | | ２階以上 | ３ｍ以下 | 2.5ｍ以下 | ２ｍ以下 | | 突出幅  （注２） | | １階以下 | 0.65ｍ以下 | | | | ２階以上 | 0.95ｍ以下 | | 0.75ｍ以下 | | 表示面積 | １面  あたり | １階以下 | 0.3㎡以下 | | | | ２階以上 | ２㎡以下 | | １㎡以下 | | １個  あたり  の合計 | １階以下 | 0.6㎡以下 | | | | ２階以上 | ４㎡以下 | | ２㎡以下 |   （注１）水平方向に突出している場合は縦の長さを、垂直方向に突出している場合は横の長さをいう。  （注２）建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離をいう。 |  |  |
| 配置・  位置 | 〇上端は、建築物の軒の高さ以下とする。  〇広告物の存する敷地内における地盤面から下端までの高さは２ｍ以上とする。 |  |  |
| 掲出数 | 〇１店舗・事業所あたりの掲出数は、原則として、１道路につき１個以下とする。 |  |  |
| その他 | 〇テント・庇等の側面には掲出しない。 |  |  |
| 立看板 | | | 〇縦の長さ、横の長さ、表示面積は、次表のとおりとする。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 縦の長さ（広告物に脚が付いている場合にあっては、脚の長さを含む） | | 1.2ｍ以下 | | 横の長さ | | 0.6ｍ以下 | | 表示面積 | １面あたり | 0.6㎡以下 | | １個あたりの合計 | 1.2㎡以下 | |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| 集合看板 | 〇集合看板とは、広告物の種別に関わらず、当該建物の店舗・事業所を一覧できるもので、デザイン、形状が統一されたものをいい、掲出数を除き、種別ごとの基準が適用されるものとする。  〇集合看板は、１道路につき１個以下とする。ただし、当該店舗・事業所の間口が20ｍ以上の場合、集合看板の距離を20ｍ空けるごとに１個追加することができる。 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **夜間景観形成基準** | | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての  広告物 | 照明 | 輝度・  グレア | 〇輝度は、周辺環境に配慮したものとする。  〇照明対象範囲外に光が照射されないよう留意する。  〇内照式は避け、できる限り外照式とする。ただし、文字のみの場合など、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |  |  |
| 変化 | 〇光が動くもの、点滅するもの、色が変化するものは使用しない。ただし、良質な夜間景観を演出するものはこの限りでない。 |  |  |

# ◆２－１　景観計画区域全域　の基準

※１個あたりの表示部分の面積が７㎡を超えるもので、かつ、１敷地あたりの表示部分の面積の合計が20㎡を超えるもの又は高さが４ｍを超えるものに適用されます。

※岡本駅南都市景観形成地域の基準と重複する基準は省略しています。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **景観形成基準** | | | **ﾁｪｯｸ** | **計画内容** |
| すべての  広告物 | 基本  事項 | 〇形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。  〇できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 |  |  |